

横須賀市文化会館 開館 60 周年記念ロゴマーク 応募レギュレーション

<公募の目的>

横須賀市は東京湾と相模湾に面し、三方を海に囲まれた風光明媚で自然豊かな地域です。海軍基地や港というイメージが先行しがちですが、下町情緒溢れる商店街や最新機器の開発を行う企業が進出しているなど、懐かしい雰囲気を持ちながらも現代の華やかさも持ち合わせた個性豊かな街です。

横須賀市文化会館は横須賀市における文化・芸術の振興を目的に作られ、2025 年に開館 60 周年を迎えます。様々な記念事業の展開により市内外に横須賀市文化会館の魅力を発信・再認識していただくにあたり、事業の統一性を表すとともに機運醸成を図るために開館 60 周年事業で使用するロゴマークを広く募集します。

<応募期間>

2023 年 11 月 1 日（水）～2024 年 1 月 31 日（水）

作品規定

「横須賀市文化会館」の開館 60 周年記念ロゴマークを募集。

小さいサイズでの使用や単色でも分かりやすいデザイン。

日本語表記、英語表記どちらでも可（併記も可）。

60 の表記を必ず入れること。

*名刺・封筒等の印刷物、ホームページ、SNS アイコンとして使用することを想定しています。

<応募形式>

紙もしくはデータによる応募。

<デザインのサイズ>

A4 横置き（横 297mm×縦 210mm）サイズ。

<画質について>

画質は A4 出力に耐えうる画質。

<応募データ形式およびサイズ>

ファイル形式/JPG または PNG

ファイルサイズ/10MB 以内

<応募作品について>

未発表のオリジナル作品に限ります。

公序良俗に反するもの、誹謗中傷するもの、著作権その他の第三者の権利を侵害しているものや、その他法令に反するものは選考の対象外とします。

応募規定

- 応募作品は手書き／ソフトウェア使用どちらでも可。

<手書きの場合>

使用画材は問わないが、ぼかし・滲みのある表現は NG。

<ソフトウェア使用の場合>

記録メディア(CD-R、DVD-R、フラッシュメモリー等)によるデータでの応募は受け付けません。

●応募方法

<郵送で応募の場合>

特設サイトより応募用紙をダウンロードして印刷・記入いただき、A4 用紙で出力した作品と併せて宛先まで郵送ください。

*作品は必ずカラー印刷して応募。印刷の際は用紙の仕様(コート紙、マット紙等)、印刷形式(インクジェット、レーザープリント等)は問いません。

<WEB からの応募の場合>

特設サイトより応募用紙をダウンロードして印刷・記入いただき、作品と併せて添付し、宛先までメールでご応募ください。

件名には「横須賀市文化会館 60 周年記念ロゴマーク応募」とお書きください。



特設サイト QR コード

●宛先

<郵送の場合>

〒238-0016 神奈川県横須賀市深田台 50

横須賀市文化会館 開館 60 周年記念実行委員会事務局

<メールの場合>

info@yokosuka-bunka.info

●応募数について

数に制限はありません。複数応募可。

*1枚の応募用紙につき1点の作品とし、それぞれ異なる作品とします。

●応募資格

・プロ・アマ、個人・団体問わず。誰でも応募可能。

*団体での応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、応募要項を承諾の上での応募とみなします。

・日本国内在住の方。

・年齢制限なし。

*但し、未成年者については親権者の同意を必要とします。

●賞

最優秀賞（1点） 5万円分の商品券

●最優秀賞発表について

採用作品及び受賞者が決定後、直接本人に連絡するとともに、オンライン授賞式を行います。結果はホームページ等で発表します。

採用された作品については、ホームページ等で名前とデザインの趣旨を公表させていただきます。

選外の方には、連絡いたしません。予めご了承ください。

また、具体的な選考理由や選定経緯等の公表は行わず、選定に対する一切の異議申立ては受けませんので予めご了承ください。

●発表時期

2024年2月中旬

発表時期が近づきましたら横須賀市文化会館ホームページで発表日を前もってお知らせします。

●問い合わせ先

横須賀市文化会館 開館60周年記念実行委員会事務局

〒238-0016 神奈川県横須賀市深田台50

電話：046-823-2951 E-mail：info@yokosuka-bunka.info

●その他留意事項

<応募者の個人情報の取扱いについて>

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

<応募上の注意点>

応募に関する費用は応募者の負担とします。また応募作品は返却しません。

<著作権の扱いについて>

- ・応募作品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び使用权等その他一切の権利は、横須賀市文化会館に帰属するものとし、横須賀市文化会館及び横須賀市文化会館が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。
- ・応募作品は未発表のオリジナル作品に限るとし、第三者の著作権やプライバシー権等の権利を侵さない者に限ります。また受賞作品について、第三者から権利の侵害、賠償責任等の主張がなされた場合、受賞者は自己の責任において解決を図るものとし、横須賀市文化会館は一切の責任を負いません。
- ・受賞作品は、使用する上で加筆等の変更を含む必要な修正を依頼する場合があります。
- ・他の応募者についての情報提供の依頼や、審査に関する問い合わせには応じません。